

新潟市ラブホテル建築等規制条例等の一部改正について（案）

1 改正の理由

旅館業法の一部を改正する法律が平成30年6月に施行され、最低客室数の基準が削除されるなどの規制緩和がありました。このため、旅館業法との整合性を図りつつ、ラブホテルと判断する構造及び設備を見直すとともに手続きを明確にするため新潟市ラブホテル建築等規制条例（以下、「条例」という。）の一部及び告示を改正する。

2 条例の概要

旅館・ホテル等を新築や増築する場合に、建築主が建築計画について市に届出ることとしており、市は条例に基づき計画がラブホテルに該当するかを判断し、該当する場合には、学校、児童福祉施設、都市公園等の付近や地域住民の承諾が一定以上ない場合には建築ができず、また、それらの要件を満たして建築ができる場合であっても、良好な生活環境の維持を目的に条件を付けることができ、違反した場合には、工事の中止や原状回復を命ずることができる。

3 条例等の改正案の概要

（1）ラブホテルに該当する構造設備の改正

現行規定のうちの駐車台数、客室の面積、ベッドの大きさではラブホテルと判断することは困難なため削除し、「休憩料金等の表示」「フロントの遮蔽」「客が従業員と面接せずに客室を利用できる設備」「客室内の自動精算機等」を追加する。

現行	改正案	備考
<p>条例第2条第2号（ラブホテルの定義）</p> <p>(略)別表第1に定める構造及び設備を有しないものをいう。</p>	(略)別表第1に定める構造及び設備に該当するものをいう。	改正

条例別表第1

現行	改正案	
1 営業時間中自由に入り出しうることのできる玄関	駐車場又は屋外から共用の玄関、フロント、廊下、階段、昇降機等を経由しないなど客同士が対面することなく客室に入り出しうる構造である。	改正
2 受付及び応接のように供する帳場、フロント等から各客室に通じる共用の廊下、階段、昇降機等の施設。	自由に利用することができる適当な広さのロビー等の施設がない。	改正
3 自由に利用することができ、かつ、客室数に応じた広さを有するロビー、応接室等の施設	食堂、レストラン、喫茶室等及びこれらに付随する調理室等の施設がない。	改正
4 食堂、レストラン、喫茶室等及びこれらに付随する調理室等の施設	意匠、形状、色彩が付近の環境と調和していない。	改正
5 意匠、形状、色彩が付近の環境を損なわない素朴な外観		

6 車庫その他の駐車施設の駐車可能台数が、全客室数の 2 分の 1 の範囲内であるもの。ただし、集会室、会議室等を設けるため車庫その他の駐車施設の駐車可能台数が全客室数の 2 分の 1 を超えることがやむを得ないと認められるときは、この限りではない。		削除
7 前各号に掲げるもののほか、特に市長が定める構造又は設備		

条例別表第1 第7号の構造又は設備（告示）

現行	改正案	備考
1 18 m ² 以下の一人部屋の床面積の合計が全客室の床面積の合計の 3 分の 1 以上を占める構造		削除
2 ダブルベッドを備える部屋の数が全客室数の 10 分の 1 を超えない構造		削除
3 客の性的感情を刺激しない清楚な内装、照明、装置、装飾品等の内部設備	客の性的感情を刺激する恐れのある内装、照明、装置、装飾品、 <u>寝台等</u> の内部設備	改正
	休憩料金の表示など休憩利用できる旨を強調する表示	追加
	客と従業員との見通しを遮るカーテン等を取り付けたフロント	追加
	客が従業員と直接対面せずに客室の利用を可能にする設備（おおむね 10 分以内に駆けつけることができる管理事務所等で直接対面と同等の機能を有する設備を設け従業員と面接する場合を除く）	追加
	客室に設置する自動精算機等直接従業員と対面せずに料金の支払いをすることができる設備（フロントに近接して設置するものを除く）	追加

(2) 手続きについての改正

届出のあった建築計画について、市はラブホテル該当又は非該当の通知をすること、及び建築主は計画を変更する場合に届出をすることを追加する。

4 施行日

令和2年4月1日（予定）